5. 佐伯区民生委員児童委員協議会の組織図

佐伯区民生委員児童委員協議会では、会長、副会長の下、生活福祉部会をはじめ７つの部会を設け、地域福祉の向上のため積極的に活動しています。

会　長	１名
副会長	２名
監　事	２名

相談役	２名
参　与	１名

事務局		
	出納責任者	１名
	（参　与）	
	幹　事	１名
	書　記	１名

評 議 員 会　（各地区民児協会長が就任する）

（１）予算並びに事業計画に関すること。
（２）決算の認定並びに事業報告に関すること。
（３）役員の選定及び解職に関すること。
（４）会則の制定並びに改廃に関すること。
（５）その他本会運営上の重要事項として会長が附議したこと。

地　区　民　児　協

湯来
砂谷
河内
石内・五月が丘
美鈴が丘
八幡東
八幡
観音西
観音
五日市東
五日市
五日市中央
五日市南
五日市西

（１）委員の担当する区域または事項を定める。
（２）委員の職務に関する連絡・調整。
（３）委員の職務に関して福祉事務所等との連絡にあたる。
（４）必要な資料・情報を集めること。
（５）委員として職務に必要な知識及び技術の習得。
（６）その他委員が職務を遂行するに必要な事項を処理。

部 会 ・ 委 員 会 等

部会長又は委員長・代表　　１名
副部会長又は副代表　　２名以内

生活福祉部会
高齢者福祉部会
障がい者福祉部会
児童福祉部会
ＰＲ紙編集委員会
主任児童委員連絡会
災害対応検討委員会

本会の目的を達成するために必要な調査、研究及び実践活動を行うため、必要に応じて部会を設けることができる。